

使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業における 使用済住宅用太陽光パネルをリサイクルする産業廃棄物中間処理業者 に関する公募要項

東京都（以下「都」という。）は、令和5年度から、使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルルート確立に向け、東京都内の住宅から排出される使用を終了した住宅用太陽光パネル（以下「使用済住宅用太陽光パネル」という。）をリサイクルに誘導するため、リサイクル費用の一部を補助する「使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。

本事業において、使用済住宅用太陽光パネルを排出する事業者は、太陽光パネルをリサイクルするため都が指定する産業廃棄物中間処理業者に使用済住宅用太陽光パネルの処理の委託を行う場合に補助金の交付を申請することができます。

そこで、都は、使用済住宅用太陽光パネルの処理を委託する産業廃棄物中間処理施設の指定を行うため、以下のように、産業廃棄物中間処理業者を公募します。

1 概要

(1) 公募の対象

次の要件を全て満たす産業廃棄物中間処理業者を公募します。

- ア 首都圏に所在する施設において、表1に記載する方法で、シリコン系の使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを行うことができる者
- イ 表1に記載する方法で、令和2年4月1日から申請日の前月末までの期間において、首都圏で使用済太陽光パネルの中間処理を1年以上行った実績がある者
- ※ 首都圏は、「東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県」の1都7県を指す。
- ※ 使用済太陽光パネルの中間処理の実績は、住宅用太陽光パネルに限らず、事業用太陽光パネルの実績も含む。

表1 リサイクルの方法

太陽光パネルを構成する素材	処理方法	再生利用率
アルミ及びガラス	アルミ及びガラスを分離し、アルミごと及びガラスごとに、それぞれ再生利用を行う。	再生利用と熱回収の合計の重量が、使用済住宅用太陽光パネルの総重量の80%以上となるように処理を行うこと。
セル、封止材、バックシート	アルミ及びガラスを分離した後のセル、封止材及びバックシートについて、次のいずれかの方法により処理すること。 (ア) 有用金属の再生利用（非鉄金属精錬業者への引渡し） (イ) 熔融処理によるスラグの再生利用 (ウ) 熱回収施設における熱回収	ただし、熱回収に算入できる重量は、使用済住宅用太陽光パネルの総重量の20%までとする。

(2) 調査及び指定

都が委託する調査機関である公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、申請書類を基に現地調査を実施します。調査機関が作成する調査結果報告書に基づき、都が、使用済住宅用太陽光パネルの処理を委託する産業廃棄物中間処理業者としての指定を行います。

(3) 本公募において指定を受けた者の取扱い

本公募において、都の指定を受けた産業廃棄物中間処理業者は、「使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業実施要綱」（令和5年3月29日付4環資計第748号）第4-2の「補助対象事業」における「都が指定する産業廃棄物中間処理業者」となります。

本事業の実施に当たり、都及び都と連携して本事業を実施する公社は、使用済住宅用太陽光パネルを排出する事業者が補助金の申請において必要とする「都が指定する産業廃棄物中間処理業者」に関する情報（事業者の名称、連絡先など）を都のホームページなどにおいて公表いたします。

(4) 本公募に係るスケジュール

- ア 公募期間 令和8年6月4日（木曜日）から令和8年11月6日（金曜日）まで
- イ 指定に関する通知 現地審査から40日程度（令和8年8月から令和9年1月（予定））

(5) 本事業の実施期間

令和5年6月1日から令和10年3月31日まで（予定）

2 応募手続等

(1) 提出書類及び提出方法

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の書類を申請書類の提出期間内に「(2) 提出先」宛てに、電子メールにより提出してください。

- ① 様式1
- ② 様式2
- ③ 産業廃棄物処理業の許可証（写し）

※ 使用済太陽光パネルの処理に係る設備が分かるようにすること。

様式1及び様式2は、次のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/solarpower.html>

なお、電子メールの受領から数日以内に、受領確認のメールをお送りする予定です。受領確認メールが届かない場合は、念のため電話での到達確認をお願いします。

(2) 提出先

<電子メール>

recycle-pv26@tokyokankyo.jp

件名を「太陽光パネルリサイクル施設応募書類の提出」としてください。

(3) 申請書類の提出期間

令和8年6月4日（木曜日）から令和8年11月6日（金曜日）まで（必着）

※ 11月6日（金曜日）午後11時59分までに受信できるように送信してください。

3 応募内容に関する調査等

(1) 調査方法

応募者から提出された申請書類に基づき、公社が、現地調査を行います。

現地調査の日程は、応募者と公社で調整の上決定します。

現地調査時に、申請書類に記載された内容の確認をするため、関係書類の閲覧や処理の状況の確認をさせていただきます。現地調査時に、使用済太陽光パネルの受入れがなく、処理の状況が確認できない可能性がある場合は、事前に動画を撮影いただき、現地調査時に視聴させていただきます。

調査に必要な場合は、応募者の了解を得た上で、施設及び関係書類の写真を撮影することがあります。

(2) 指定に関する決定内容の通知

都は、公社が作成する調査結果報告書を確認し、施設の指定に関する決定を行います。決定内容は、応募者全員に対して、都が書面により個別に通知します。

4 指定の内容を満たさなくなった場合の取扱い

都の指定を受けた産業廃棄物中間処理業者が、指定の内容を満たさなくなった場合は、速やかに都に連絡してください。

5 その他

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

6 公募全般に関する問合せ先

本事業の公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又は電子メールにてお願いします。ただし、調査及び指定に関する決定の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部計画課処理技術担当

電話番号（直通）：03-5388-3593

電子メール：S0000635@section.metro.tokyo.jp